

平成29年 第2回

戸田市教育委員会定例会

平成29年2月16日（木）午前9時30分

戸田市役所3階教育委員室

戸田市教育委員会

第2回教育委員会（定例会）次第

1 開会

2 前回の会議録の承認

3 教育委員提案について 別添 資料No.1のとおり

4 報告事項 別添 資料No.2のとおり

5 議事

ページ

(1) 議案

議案第6号 戸田市奨学資金条例施行規則及び戸田市入学準備金貸付条例施行規則の

一部を改正する規則（案）について…………… 1

議案第7号 戸田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）について…………… 10

議案第8号 戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）について…………… 12

議案第9号 平成29年度当初戸田市立小・中学校教職員の人事異動（案）に

ついて……………当日配付

6 その他

(1) 次回の教育委員会の日程（案）

平成29年3月16日（木）午前9時30分～

(2) その他

7 閉 会

戸田市奨学資金条例施行規則及び戸田市入学準備金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）

（戸田市奨学資金条例施行規則の一部改正）

第1条 戸田市奨学資金条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「申請人」を「申請者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、同項第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

第1号様式、第4号様式及び第7号様式を別記のように改める。

（戸田市入学準備金貸付条例施行規則の一部改正）

第2条 戸田市入学準備金貸付条例施行規則（昭和43年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、同項第4号及び第5号の書類の添付を省略することができる。

第6条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同項第4号中「市外へ転出した」を「住所を変更した」に改め、同号を同項第3号とし、同項に次の1号を加える。

(4) 連帯保証人が住所を変更したとき。

第1号様式及び第7号様式を別記のように改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中第1号様式、第4号様式及び第7号様式の改正規定（第7号様式の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

(宛先)

戸田市長

下記により、奨学資金の貸付けを受けたいので申請します。

なお、個人番号を記載したときは、市が市民税の課税状況等を確認することに同意します。

申請者	フリガナ		性別	生年月日	年 月 日(歳)
	氏 名	印	男・女		
	住 所		電話	(自宅)	
				(携帯)	
	個人番号				
	学 歴	小学校	中学校	高等学校	
	進学校 (通学校)	入学年月(予定)	年	月	
	学校名	全日制 定時制 通信制	立	学校 (年制)	
	所在地				
	入学金				円
	授業料	(年間)			円

親権者	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日(歳)
	氏 名	印			
	住 所		電話	(自 宅)	
				(勤務先)	
	職 業			(携 帯)	
個人番号					
現在の 勤務先	名 称				
	所在地				

その他の 家族の 状況	氏 名	続柄	年齢	個人番号	現在の勤務先又は学校名・学年

連帯保証人 (自筆)	フリガナ		生年月日	年 月 日(歳)
	氏 名	印		
	住 所		電話	(自 宅)
				(勤務先)
	職 業			(携 帯)
	個人番号			
現在の 勤務先	名 称			申請者との関係
	所在地			

(注) 添付書類

- 1 成績証明書 2 学校長の推薦書
 - 3 親権者及び連帯保証人の市税完納証明書
 - 4 親権者、連帯保証人及び申請者の世帯のうち所得を有する者の課税証明書
 - 5 家庭票(第1号様式の2) 6 在学証明書
- ※ 個人番号を記載する場合で、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、3及び4の添付書類は不要

世 帯コード
申請者コード
親権者コード
保証人コード

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

(宛先)
戸田市長

奨学生 住 所

氏 名

印

親権者 住 所

氏 名

印

下記のとおり連帯保証人が変更となったのでお届けします。
なお、個人番号を記載したときは、市が市民税の課税状況等を確認することに同意します。

記

1 連帯保証人の住所氏名

旧連帯保証人 住 所

氏 名

新連帯保証人 住 所

氏 名

個人番号

2 変更期日

3 変更理由

連 帯 保 証 人 承 諾 書

が、戸田市奨学資金条例に基づき、奨学生となっていることに関して連帯保証人となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(注) 添付書類 新連帯保証人の市税完納証明書及び課税証明書

※ 個人番号を記載する場合で、本市において届出をする年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、添付書類は不要

(宛先)

戸田市長

下記により、入学準備金の貸付けを受けたいので申請します。

なお、個人番号を記載したときは、市が市民税の課税状況等を確認することに同意します。

申請人 (保護者)	フリガナ					性別			年 月 日		
	氏 名	印				男・女	生年月日	年 月 日		(歳)	
	住 所					電話	(自 宅)				
	職 業						(勤務先)				
	個 人 番 号										
	現在の勤務先	名 称									
	所在地										
入学しようとする者	フリガナ					続柄			年 月 日		
	氏 名						生年月日	年 月 日		(歳)	
	個 人 番 号										
	在籍学校又は 出身校					卒業(見込) 年 月	年 月	卒業見込			
	志 望 校 (受 験 校)										
その他の家族の状況	氏名	続柄	年齢	個人番号	現在の勤務先又は学校名・学年						
連帯保証人(自筆)	フリガナ					生年月日	年 月 日				
	氏 名	印				生年月日	年 月 日		(歳)		
	住 所					電話	(自 宅)				
	職 業						(勤務先)				
	個 人 番 号										
	現在の勤務先	名 称									
		所在地									
申請人との 関 係											
貸付申請額					円						

(注)添付書類

- 1 家庭票(第2号様式)
- 2 卒業(見込)証明書
- 3 市税完納証明書(申請人及び連帯保証人)
- 4 連帯保証人及び申請人の世帯のうち所得を有する者の課税証明書

世 帯コード
申請者コード
入学者コード
保証人コード

※ 個人番号を記載する場合で、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、3及び4の添付書類は不要

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

(宛先)
戸田市長

借受人 住 所

氏 名

印

下記のとおり連帯保証人が変更となったのでお届けします。
なお、個人番号を記載したときは、市が市民税の課税状況等を確認することに同意します。

記

1 連帯保証人の住所氏名

旧連帯保証人 住 所

氏 名

新連帯保証人 住 所

氏名

個人番号

2 変更期日

3 変更理由

連 帯 保 証 人 承 諾 書

が、戸田市入学準備金貸付条例に基づき、借受人となっている
ことに関して連帯保証人となることを承諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(注) 添付書類 新連帯保証人の市税完納証明書及び課税証明書

※ 個人番号を記載する場合で、本市において届出をする年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、添付書類は不要

戸田市奨学資金条例施行規則（第1条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条（略） （申請）</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。ただし、特に理由があるときは、期間を延長することができる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 親権者、連帯保証人及び<u>申請人</u>の世帯のうち所得を有する者の課税証明書</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>第3条～第9条（略） 附 則（略）</p> <p>別表（略） 様式（略）</p>	<p>第1条（略） （申請）</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、親権者及び連帯保証人の連署した奨学資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会の定める期間に申請しなければならない。ただし、特に理由があるときは、期間を延長することができる。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 親権者、連帯保証人及び<u>申請者</u>の世帯のうち所得を有する者の課税証明書</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、本市において申請する年度の市民税の課税状況等が確認できるときは、同項第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>第3条～第9条（略） 附 則（略）</p> <p>別表（略） 様式（略）</p>

戸田市入学準備金貸付条例施行規則（第2条関係）新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条（略） （申請の手続）</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条～第5条（略） （異動の届出）</p> <p>第6条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動届（第5号様式）により遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>生徒が転学又は中途退学したとき。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) 借受人又は生徒が<u>市外へ転出したとき。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第10条（略）</p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条（略） （申請の手続）</p> <p>第2条（略）</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、本市において申請する年度の市民税の課税状況が確認できるときは、同項第4号及び第5号の書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>第3条～第5条（略） （異動の届出）</p> <p>第6条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動届（第5号様式）により遅滞なく届け出なければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 借受人又は生徒が<u>住所を変更したとき。</u></p> <p>(4) <u>連帯保証人が住所を変更したとき。</u></p> <p>2（略）</p> <p>第7条～第10条（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中第1号様式、第4号様式及び第7号様式の改正規定（第7号</u></p>

改正前	改正後(案)
別表 (略) 様式 (略)	<u>様式の改正規定に限る。)</u> は、公布の日から施行する。 別表 (略) 様式 (略)

議案第7号

戸田市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）について

戸田市立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「及び」を「、」に改め、「介護休暇（」の次に「以下」を、「という。）」の次に「及び介護時間」を加え、同条第2項中「病気休暇等」の次に「及び介護時間」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立小・中学校管理規則の規定は、平成29年1月1日から適用する。

戸田市立小・中学校管理規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第20条の2 (略)</p> <p>(休暇の承認)</p> <p>第21条 県条例第18条の規定に基づく病気休暇、特別休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号)第12条第1項第1号本文に規定する休暇を除く。)、<u>組合休暇及び介護休暇</u>(この条において「病気休暇等」という。)の承認は、校長が行う。ただし、校長は職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等を与える場合又は特に必要と認める場合はあらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。</p> <p>2 校長の病気休暇等は、前項の規定にかかわらず教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>第21条の2～第38条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>第1条～第20条の2 (略)</p> <p>(休暇の承認)</p> <p>第21条 県条例第18条の規定に基づく病気休暇、特別休暇(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年埼玉県教育委員会規則第9号)第12条第1項第1号本文に規定する休暇を除く。)、<u>組合休暇、介護休暇</u>(<u>以下</u>この条において「病気休暇等」という。)<u>及び介護時間</u>の承認は、校長が行う。ただし、校長は職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等を与える場合又は特に必要と認める場合はあらかじめ教育委員会の指示を受けなければならない。</p> <p>2 校長の病気休暇等<u>及び介護時間</u>は、前項の規定にかかわらず教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>第21条の2～第38条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立小・中学校管理規則の規定は、平成29年1月1日から適用する。</u></p> <p>別記様式 (略)</p>

議案第8号

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）について
戸田市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

10 職員が、県条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿（第11号様式の2）をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願い出なければならない。

第17条の4第2項中「含む。」の次に「以下この項及び次項において同じ。」を、「同条第4項中」の次に「（同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第17条の5第1項第2号中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第2項中「前条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2号中「取消し」を「取消し等」に改め、同条第3項を削る。

第11号様式を別記のように改め、同様式の次に別記の1様式を加える。

第15号様式、第16号様式、第20号様式及び第21号様式を別記のように改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立小・中学校職員服務規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に改正前の戸田市立小・中学校職員服務規程の規定により介護休暇を受けている者は、この訓令による改正後の戸田市立小・中学校職員服務規程の規定による介護休暇を受けたものとみなす。

3 この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小・中学校職員服務規程に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

		学校名			職名			氏 名						
要介護者に関する事項	氏 名				要介護者の状態及び具体的な介護の内容									
	続 柄				第1回									
	同居・別居の別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居				第2回								
	介護が必要となった時期		年 月 日				第3回							
指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定														
第1回					第2回					第3回				
申出の期間	申出日	本人印	校長	通算期間	申出の期間	申出日	本人印	校長	通算期間	申出の期間	申出日	本人印	校長	通算期間
年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日	年 月 日から 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				
指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第1回					第2回					第3回				
延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	校長	延長・短縮後の 通算期間	延長・短縮後の 末日	申出日	本人印	校長	延長・短縮後の 通算期間
(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日から) 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				

介護休暇の請求・承認												
承認 年月日	請求 年月日	承認				本人 印	休 暇 の 期 間			日・ 時間数	備 考	
		校長					年 月 日	時 間	時 間			
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時	
・ ・	・ ・						年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	時 分～	時 分	日	
							年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～	時 分	時	

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には☑印を記入すること。

介護休暇の取消し等															
受理 年月日	届出 年月日	受理				本人 印	休暇の取消し等の期間					備考			
		校長					年	月	日	時	分		時	分	日・ 時間数
・	・						年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・						年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・						年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・						年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・						年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・						年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・						年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・						年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・						年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・						年	月	日まで	時	分	時	分	時	
・	・						年	月	日から	時	分	時	分	日	
・	・						年	月	日まで	時	分	時	分	時	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

介 護 時 間 簿

(表面)

						学校名	職名	氏 名					
要介護者に関する事項 氏 名 続 柄 同居・別居の別 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 介護が必要となった時期 年 月 日 連続する 3 年の期間 年 月 日から 年 月 日まで						要介護者の状態及び具体的な介護の内容							
承認 年月日	請求 年月日	承認				本人 印	休 暇 の 期 間				備 考		
		校長				年 月 日	時 間						
..	..						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時 分 時 分			
..	..						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時 分 時 分			
..	..						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時 分 時 分			
..	..						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時 分 時 分			
..	..						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時 分 時 分			
..	..						年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分	時 分 時 分			

備考 1 承認の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

2 該当する□には✓印を記入すること。

(裏面)

受 理 年月日	届 出 年月日	受 理				本人 印	休 暇 の 取 消 し 等 の 期 間			備 考
		校長					年 月 日	時 間		
・ ・	・ ・						年 月 日 から	時 分 ～	時 分	
							年 月 日 まで	時 分 ～	時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日 から	時 分 ～	時 分	
							年 月 日 まで	時 分 ～	時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日 から	時 分 ～	時 分	
							年 月 日 まで	時 分 ～	時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日 から	時 分 ～	時 分	
							年 月 日 まで	時 分 ～	時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日 から	時 分 ～	時 分	
							年 月 日 まで	時 分 ～	時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日 から	時 分 ～	時 分	
							年 月 日 まで	時 分 ～	時 分	
・ ・	・ ・						年 月 日 から	時 分 ～	時 分	
							年 月 日 まで	時 分 ～	時 分	

備考 受理の欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

育児休業承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....
職 名.....
氏 名.....印

次のとおり育児休業の承認を請求します。
育児休業の期間の延長

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日	年 月 日	生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 （再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入すること。）		
3 請求期間	年 月 日から		年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年 月 日から		年 月 日まで
	年 月 日から		年 月 日まで
5 配偶者	氏 名		
	育児休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで
6 備考			

- (注) 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 5 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に出生休暇（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条第1項第1号に掲げる場合における特別休暇又は労働基準法第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあつてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 6 該当する□には \surd 印を記入すること。

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

校 名.....

職 名.....

氏 名..... (印)

次のとおり 育児短時間勤務の承認
育児短時間勤務の期間の延長を請求します。

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 （育児休業法第10条第1項 の勤務の形態） <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号	
	勤務の日 及び 時間帯	月（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ） 火（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ） 水（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ） 木（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ） 金（ : ~ : ） 休憩（ : ~ : ）
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		

- (注) 1 この請求書（育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること。（写しでも可）。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合にあつてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあつては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあつては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 5 該当する□には☑印を記入すること。

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

年 月 日

校長 様

学校名

職名

氏名

㊦

次のとおり

養育
 介護

のため

深夜勤務

時間外勤務

勤務時間条例

第9条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）

第9条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）

の制限を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏名	
	続柄	
	生年月日	年 月 日生（ <input type="checkbox"/> 出産予定日）
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
	子の委託等が開始された日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、身体上又は精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 産前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）又は産後8週間以内である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない（養育ができる。）。 	<input type="checkbox"/> 無
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()
	時間外勤務の制限	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 年 月 日から <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)

備考 1について

(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、「出産予定日」の□に \surd 印を記入すること。

(2) 「養子縁組の効力が生じた日」及び「子の委託等が開始された日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。

2について

(1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合のみ記入すること。
 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3について

この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。

4について

子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

第21号様式（第17条の5関係）

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

校長 様

学校名

職名

氏 名 ㊟

私は、下記のとおり 深夜勤務 時間外勤務 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

記

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- 子が死亡した。
- 職員の子でなくなった。
 - 離縁 養子縁組の取消 家事審判事件の終了
 - 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除
- 同居しなくなった。
- 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。

(2) 介護の状況の変更

- 要介護者が死亡した。
- 要介護者と職員との親族関係が消滅した。
(消滅の理由：)
- 同居しなくなった。

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

戸田市立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第11条～第17条の4 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 職員は、県条例第9条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、深夜勤務・時間外勤務制限請求書をもって校長に請求しなければならない。この場合において、県条例第9条第2項の規定による請求</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>10 職員が、県条例第17条の2に規定する介護時間を受けようとするときは、介護時間簿(第11号様式の2)をもって、校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、それぞれ願出しなければならない。</u></p> <p>第11条～第17条の4 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 職員は、県条例第9条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。<u>以下この項及び次項において同じ。</u>)の規定に基づき、時間外勤務の制限に関する請求をしようとするときは、当該請求をする一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに、深夜勤務・時間外勤務制限請求書をもって校長に請求しなければならない。この場合において、県条</p>

改正前	改正後(案)
<p>に係る期間と同条第4項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(育児又は介護の状況変更届)</p> <p>第17条の5 前条第1項の請求をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届(第21号様式)をもって校長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の<u>取消し</u>により職員の子でなくなった場合又は要介護者と職員との親族関係が消滅した場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前条第2項の請求をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届をもって校長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の<u>取消し</u>により職員の子でなくなった場合又は要介護者と職員との親族関係が</p>	<p>例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第4項<u>(同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)</u>の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(育児又は介護の状況変更届)</p> <p>第17条の5 前条第1項の請求をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届(第21号様式)をもって校長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の<u>取消し等</u>により職員の子でなくなった場合又は要介護者と職員との親族関係が消滅した場合</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前条第2項<u>又は第3項</u>の請求をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届をもって校長に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の<u>取消し等</u>により職員の子でなくなった場合又は要介護者と職員との親族関係</p>

改正前	改正後(案)
<p>消滅した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>3 前条第3項の請求をした職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく、育児又は介護の状況変更届をもって校長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該請求に係る子が死亡した場合</u></p> <p>(2) <u>当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合</u></p> <p>(3) <u>職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合</u></p> <p>第17条の6～第25条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>が消滅した場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>第17条の6～第25条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この訓令は、公布の日から施行し、改正後の戸田市立小・中学校職員服務規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この訓令の施行の際、現に改正前の戸田市立小・中学校職員服務規程の規定により介護休暇を受けている者は、この訓令による改正後の戸田市立小・中学校職員服務規程の規定による介護休暇を受けたものとみなす。</u></p> <p>3 <u>この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小・中学校職員服務規程に規定する様式は、当分の間、取り繕</u></p>

改正前	改正後(案)
様式 (略)	<u>って使用することができるものとする。</u> 様式 (略)

教育委員提案について

平成29年第2回教育委員会(定例会)

平成29年2月16日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案について

ページ

- ① 平成29年度ICT整備事業について…………… 1
(教育総務課)
- ② Teach for Japan との連携について…………… 当日配付
(学務課)
- ③ プログラミング教育について…………… 4
(教育政策室)
- ④ 戸田市教育基金の使途について…………… 別紙
(教育総務課)

平成29年度 ICT整備事業について

教員の資質向上・支援 教員が児童生徒と向き合える体制づくり

○教職員用パソコンシステム【更新】

- ・校務支援システム(現行:エデュコム C4th)
- ・校務用15インチノート型パソコン
- ・共用デスクトップ型パソコン(1台)
- ・A3高速カラーインクジェットプリンター(複合機1台)
- ・A4大容量モノクロインクジェットプリンター(3台)

○蔵書管理システム【更新】

- ・蔵書管理システム(現行:富士通 LS@SCHOOL)
- ・デスクトップ型パソコン (2台)
- ・A4大容量カラーインクジェットプリンター (1台)

主な改善点①教職員用パソコンシステム

■校務支援システム(現行:エデュコム C4th)

- ・移行期間及び習熟訓練期間の短縮から、現行と同じ製品を選定

■校務用15インチノート型パソコン、共用デスクトップ型パソコン

- ・機器性能向上、テンキーボード付き、15インチワイドモニタなど生産性向上を目指す

■A3高速カラーインクジェットプリンター(複合機1台)

- ・消耗品が少なく、印刷単価が安い(1頁0.4円)
- ・高速印刷(片面両面印刷共に1分間100枚。現行は片面30枚両面15枚)
- ・今後5年間で1,000人を超える可能性がある学校4校には2台配置

■A4大容量モノクロインクジェットプリンター(3台)

- ・インクが大変安価(1本1,800円程度、5,500ページ印刷可能)
- ・平成28年度パソコン教室用プリンターとインクを共用することができる

主な改善点②蔵書管理システム

■蔵書管理システム(現行:富士通 LS@SCHOOL)

- ・蔵書管理システムから本を直接購入でき、管理シール付きで納本まで行えるシステムが他にない
- ・移行期間及び習熟訓練期間の短縮
- ・専用掲示板機能によるサポートや担当者の意見交換
- ・司書担当の皆様からの強い継続要望
- ・現行と同じ「富士通 LS@SCHOOL」を導入する

小学校段階におけるプログラミング教育の在り方について（議論の取りまとめ）

平成28年6月23日
教育課程部会
小学校
資料5-1

プログラミング教育の必要性の背景

- ・近年、飛躍的に進化した人工知能は、所与の目的の中で処理を行う一方、人間は、みずみずしい感性を働かせながら、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかなどの目的を考え出すことができ、その目的に応じた創造的な問題解決を行うことができるなどの強みを持っている。こうした人間の強みを伸ばしていくことは、学校教育が長年目指してきたことでもあり、社会や産業の構造が変化し成熟社会に向かう中で、社会が求める人材像とも合致するものとなっている。
- ・自動販売機やロボット掃除機など、身近な生活の中でもコンピュータとプログラミングの働き之恩恵を受けており、これらの便利な機械が「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすることは、時代の要請として受け止めていく必要がある。
- ・小学校段階におけるプログラミング教育については、コーディング（プログラミング言語を用いた記述方法）を覚えることがプログラミング教育の目的であるとの誤解が広がりつつあるのではないかと指摘もある。

プログラミング教育とは

子供たちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの

プログラミング的思考とは

自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力

プログラミング教育を通じて目指す育成すべき資質・能力



【知識・技能】

（小）身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。

【思考力・判断力・表現力等】

発達の段階に即して、「プログラミング的思考」を育成すること。

【学びに向かう力・人間性等】

発達の段階に即して、コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること。

こうした資質・能力を育成するプログラミング教育を行う単元について、各学校が適切に位置付け、実施していくことが求められる。また、プログラミング教育を実施する前提として、言語能力の育成や各教科等における思考力の育成など、全ての教育の基盤として長年重視されてきている資質・能力の育成もしっかりと図っていくことが重要である。

【小学校段階におけるプログラミング教育の実施例】

総合的な学習の時間	自分の暮らしとプログラミングとの関係を考え、そのよさに気付く学び	音楽	創作用的ICTツールを活用しながら、音の長さや高さの組合せなどを試行錯誤し、音楽をつくる学び
理科	電気製品にはプログラムが活用され条件に応じて動作していることに気付く学び	図画工作	表現しているものを、プログラミングを通じて動かすことにより、新たな発想や構想を生み出す学び
算数	図の作成において、プログラミング的思考と数学的な思考の関係やよさに気付く学び	特別活動	クラブ活動において実施

【実施のために必要な条件整備等】

- （１）ICT環境の整備
- （２）教材の開発や指導事例集の整備、教員研修等の在り方
- （３）指導体制の充実や社会との連携・協働

報告事項

平成29年第2回教育委員会(定例会)

平成29年2月16日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 報告事項

ページ

- ① 戸田市立小・中学校平成28年度卒業式・平成29年度入学式参列者について…………… 1
(学務課)
- ② 平成28年度感染症による学級閉鎖等状況について…………… 2
(学務課)
- ③ 第4次戸田市生涯学習推進計画(案)パブリック・コメントの結果について…………… 4
(生涯学習課)
- ④ 平成28年度戸田市民大学公開講座について…………… 7
(生涯学習課)
- ⑤ 学校給食センター調理等業務の委託について…………… 8
(学校給食課)
- ⑥ その他

戸田市立小・中学校 平成28年度卒業式・平成29年度入学式参列者一覧について

1 小学校の卒業式・入学式

平成29年2月6日 現在

No.	学 校 名	卒業式 平成29年3月22日(水) 午前		入学式 平成29年4月10日(月) 午前	
1	戸田第一小学校	教育長	戸ヶ崎 勤	教育部長	
2	戸田第二小学校	教育政策室長	渡部 剛士	教育委員	吉田 辰行
3	新曾小学校	副参事(教育総務課長)	粟津 典浩	教育長職務代理者	仙波 憲一
4	美谷本小学校	教育委員	土肥 美奈子	生涯学習課長	
5	笹目小学校	学務課長	星野 正義	図書館・郷土博物館長	
6	戸田東小学校	教育委員	吉田 辰行	教育長	戸ヶ崎 勤
7	戸田南小学校	教育部長	鈴木 研二	学務課長	
8	喜沢小学校	教育政策室担当課長	山根 淳一	教育委員	
9	笹目東小学校	教育委員	鈴木 晃	教育政策室長	
10	新曾北小学校	生涯学習課長	津田 孝一	教育政策室担当課長	
11	美女木小学校	副参事(図書館・郷土博物館長)	熊谷 尚慶	学校給食課長	
12	芦原小学校	教育長職務代理者	仙波 憲一	教育総務課長	

2 中学校の卒業式・入学式

No.	学 校 名	卒業式 平成29年3月15日(水) 午前		入学式 平成29年4月10日(月) 午後	
1	戸田中学校	教育政策室長	渡部 剛士	教育部長	
2	戸田東中学校	教育長職務代理者	仙波 憲一	教育委員	
3	美笹中学校	教育長	戸ヶ崎 勤	教育委員	吉田 辰行
4	喜沢中学校	教育委員	鈴木 晃	教育長職務代理者	仙波 憲一
5	新曾中学校	教育委員	吉田 辰行	教育政策室長	
6	笹目中学校	教育部長	鈴木 研二	教育長	戸ヶ崎 勤

3 市長が参列する学校

卒業式	入学式
平成29年3月22日(水) 午前	平成29年4月10日(月) 午前
美谷本小学校	喜沢小学校
平成29年3月15日(水) 午前	平成29年4月10日(月) 午後
新曾中学校	喜沢中学校

報告事項②

平成28年度 感染症による学級閉鎖等状況について

平成29年2月8日 現在

No.	報告日	学校名	学級名	在籍数	欠席数	閉鎖期間	感染症名	備考
1	11月4日	美女木小	2-1	32	9	11/5～11/9	インフルエンザ様疾患	11/5(土)学校公開
2	11月30日	美女木小	1-3	30	9	12/1・12/2	感染性胃腸炎	
3	12月1日	笹目東小	2-2	30	7	12/2のみ	感染性胃腸炎様疾患	
4	12月2日	笹目中	1-2	36	9	—	感染性胃腸炎様疾患	12/2 給食後下校
5	12月12日	新曽中	1-1	40	16	12/13～12/15	インフルエンザ様疾患	12/12 給食後下校
6	12月12日	新曽中	1-3	40	7	12/13～12/15	インフルエンザ様疾患	12/12 給食後下校
7	12月15日	新曽中	2-6	37	8	12/16のみ	インフルエンザ様疾患	12/15 給食後下校、部活動中止
8	12月15日	新曽中	2-1	36	7	12/16のみ	インフルエンザ様疾患	12/15 給食後下校、部活動中止
9	12月16日	戸田中	2-1	40	12	—	インフルエンザ様疾患	12/16 給食後下校
10	12月16日	美笹中	2-2	33	5	—	インフルエンザ様疾患	12/16 3時間授業、給食後下校
11	12月19日	戸田第一小	1-5	34	15	12/20・12/21	インフルエンザ様疾患	
12	12月19日	新曽小	5-1	33	12	12/20・12/21	インフルエンザ様疾患	12/19 給食後下校
13	12月19日	新曽小	5-2	35	12	12/20・12/21	インフルエンザ様疾患	12/19 給食後下校
14	12月19日	戸田中	2-1	40	18	12/20・12/21	インフルエンザ様疾患	12/19 3時間授業、給食後下校
15	12月19日	美笹中	2-2	33	14	12/20・12/21	インフルエンザ様疾患	12/19 出席確認後下校
16	12月19日	新曽中	1-7	40	8	12/20・12/21	インフルエンザ様疾患	12/19 1時間授業後下校
17	12月19日	新曽中	2年	255	74	12/20・12/21	インフルエンザ様疾患	12/19 1時間授業後下校
18	12月20日	戸田中	全校	757	107	—	インフルエンザ様疾患	12/20 2校時授業後下校(3校時の全校学校行事を延期)
19	12月20日	新曽北小	1-3	34	6	—	感染性胃腸炎様疾患	12/20 給食後下校
20	1月16日	新曽北小	1-3	34	7	1/17～1/19	インフルエンザ様疾患	
21	1月17日	戸田第二小	5-4	35	9	1/18・1/19	インフルエンザ様疾患	
22	1月23日	戸田東小	4-3	36	16	1/24～1/26	インフルエンザ様疾患	
23	1月23日	新曽北小	3-1	39	9	1/24～1/26	インフルエンザ様疾患	
24	1月23日	新曽北小	4-3	36	6	1/24～1/26	インフルエンザ様疾患	
25	1月23日	美女木小	1-2	31	9	1/24～1/26	インフルエンザ様疾患	1/24・1/25から変更
26	1月23日	笹目中	全校	618	107	—	インフルエンザ様疾患	1/23 給食後下校
27	1月24日	戸田東小	1-1	33	10	1/25・1/26	インフルエンザ様疾患	
28	1月24日	戸田東小	1-3	33	8	1/25・1/26	インフルエンザ様疾患	
29	1月24日	笹目中	全校	618	133	—	インフルエンザ様疾患	1/24 3時間授業、給食後下校
30	1月25日	喜沢小	1-1	31	8	1/26・1/27	インフルエンザ様疾患	
31	1月25日	笹目中	全校	618	133	—	インフルエンザ様疾患	1/25 4時間授業、給食後下校
32	1月25日	笹目中	1-3	37	10	1/26・1/27	インフルエンザ様疾患	
33	1月25日	笹目中	1-4	37	10	1/26・1/27	インフルエンザ様疾患	
34	1月25日	笹目中	2-5	36	11	1/26・1/27	インフルエンザ様疾患	
35	1月25日	笹目中	2-6	36	13	1/26・1/27	インフルエンザ様疾患	
36	1月26日	戸田第二小	5-1	35	8	1/27のみ	インフルエンザ様疾患	1/26 給食後下校

平成28年度 感染症による学級閉鎖等状況について

平成29年2月8日 現在

No.	報告日	学校名	学級名	在籍数	欠席数	閉鎖期間	感染症名	備考
37	1月26日	戸田東小	4-2	38	9	1/27のみ	インフルエンザ様疾患	
38	1月26日	笹目中	1-1	38	9	—	インフルエンザ様疾患	1/26 4時間授業、給食後下校
39	1月26日	笹目中	1-2	36	10	—	インフルエンザ様疾患	1/26 4時間授業、給食後下校
40	1月26日	笹目中	特支	23	3	—	インフルエンザ様疾患	1/26 4時間授業、給食後下校
41	1月27日	戸田東小	5-3	39	6	1/30のみ	インフルエンザ様疾患	1/27 給食後下校
42	1月30日	美谷本小	6-1	24	8	1/31～2/2	インフルエンザ様疾患	1/30 給食後下校
43	1月30日	美女木小	6-3	29	9	1/31～2/2	インフルエンザ様疾患	
44	1月31日	戸田第一小	1-4	35	9	2/1～2/3	インフルエンザ様疾患	
45	1月31日	美女木小	6-2	28	7	2/1～2/3	インフルエンザ様疾患	
46	1月31日	芦原小	5-2	31	7	2/1～2/3	インフルエンザ様疾患	
47	2月1日	笹目小	2-2	25	9	2/2・2/3	インフルエンザ様疾患	
48	2月1日	芦原小	1-1	29	8	2/2・2/3	インフルエンザ様疾患	
49	2月2日	美谷本小	6-1	24	12	2/3のみ	インフルエンザ様疾患	1/30決定を延長(1/31～2/2学級閉鎖)
50	2月3日	美女木小	5-1	40	9	2/6のみ	インフルエンザ様疾患	
51	2月3日	美女木小	2-2	29	6	2/6のみ	インフルエンザ様疾患	
52	2月6日	笹目小	6-2	24	8	2/7～2/9	インフルエンザ様疾患	
53	2月6日	戸田南小	1-3	33	12	2/7・2/8	インフルエンザ様疾患	
54	2月6日	戸田南小	3-2	32	21	2/7・2/8	インフルエンザ様疾患	
55	2月6日	新曽北小	5-3	33	5	2/7～2/9	インフルエンザ様疾患	
56	2月6日	美女木小	1-4	30	9	2/7～2/9	インフルエンザ様疾患	
57	2月6日	美女木小	2-2	29	6	2/7のみ	インフルエンザ様疾患	2/3決定を延長(2/6学級閉鎖)
58	2月6日	美女木小	5-1	40	9	2/7・2/8	インフルエンザ様疾患	2/3決定を延長(2/6学級閉鎖)
59	2月7日	戸田南小	3-2	32	17	2/9のみ	インフルエンザ様疾患	2/6決定を延長(2/7・8学級閉鎖)
60	2月7日	美女木小	4-2	29	6	2/8～2/10	インフルエンザ様疾患	
61	2月7日	笹目中	1-5	36	12	—	インフルエンザ様疾患	2/7 4時間授業、給食後下校
62	2月8日	美女木小	1-3	29	6	2/9・2/10	インフルエンザ様疾患	
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								

報告事項③

「第4次戸田市生涯学習推進計画（案）」についてのご意見に対する回答

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 第4次戸田市生涯学習推進計画（案）について
意見募集期間 平成29年1月5日（木）から平成29年2月4日（土）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、2名の方から8件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	<u>P.7 推計人口について</u> 資料として戸田市第4次総合振興計画を利用しているがH28年12月の人口は137,245人です。平成29年～平成32年の推計人口があまりにも異なる、この資料を採用している理由は何故でしょうか。	本計画（案）は、本市の上位計画である「戸田市第4次総合振興計画」と整合性を図り策定していることから、同一のデータを採用しています。
2	<u>P.11～P.13 戸田市の生涯学習を巡る現状分析について</u> 《市民ワークショップでの話題》が数多く出ていますが会議参加者人数や構成はどのような内容でしょうか。	参加者は、計19人（内訳は男性12人、女性7人）です。構成は、市民大学市民企画講座の市民委員、公民館サークル連絡協議会、ボランティア・市民活動支援センター、笹目コミュニティ協議会、上戸田地域交流センター等からの参加者のほか、生涯学習活動に興味・関心のある方々です。

3	<p><u>P.16 基本施策について</u></p> <p>アクティブ・ラーニングを生涯学習全般に取り入れます。と記載されて用語解説が有りますが具体的にどのような内容でしょうか。</p>	<p>主体的・対話的な学びとなるようにグループワークやグループディスカッションなどを取り入れていきます。</p> <p>また、学んだことを更に高めたり、活かしていくことができる工夫や支援をして推進してまいります。</p>
4	<p><u>P.22 市民の学ぶ力を高めるサポート事業の提供について</u></p> <p>市民大学の認定講座参加者に、今後の講座の企画・運営面での積極的参加を促す仕組みなど、新たな市民参加型の学びを推進と記載が有りますが、過去3年間市民企画・運営を行っていますがそれをもっと発展する為に積極的にサポートしていくと言う事でしょうか。</p> <p>又は新しい方向性を持つ組織づくりをするのでしょうか。</p>	<p>ここでは特定の事業に限定するわけではなく、施策の方向性として示しています。既存の事業については、見直しや推進を図り、新規事業も含めて基本理念や基本目標の実現に向け実施してまいります。</p>
5	<p><u>P.31 多様なニーズに応じて提供する主体的な戸田の学びの充実について</u></p> <p>H33年度の目標でH27年と比べて伸びの低いものが見られますが、積極的な数値は期待できないのでしょうか。</p>	<p>目標値は、第3次戸田市生涯学習推進計画の検証結果を踏まえ、設定しているものです。計画期間中に目標値に達した場合には、更なる成果の充実を目指し、事業を推進してまいります。</p>

6	<p><u>P.40 市民の学ぶ力を高めるサポート事業の提供について</u></p> <p>市民大学認定講座の内容で受講者が主体的に学びを高める工夫とはどのような事でしょうか。</p>	<p>主体的な学びとなるようにグループワークやグループディスカッションなどを取り入れていきます。</p> <p>また、学ぶ意欲を更に高めたり、学んだことを活かしていくことができる工夫を考えるなど、計画を推進してまいります。</p>
7	<p><u>P.40 市民大学修了者大学等聴講補助制度について</u></p> <p>現在までの実績はどうなっていますか、利用者数によっては制度の存続を検討しては如何でしょうか。</p>	<p>平成24年に制度を制定後、平成24年度に1件(1,000円)の実績があります。今後につきましては、学びのきっかけづくりを図り、市民の学ぶ力を高められる事業を推進してまいります。</p>
8	<p><u>全体について</u></p> <p>総合的な計画(案)になっていて、評価できる。課題は、いかに実現するかである。生涯学習課が指導・教育するという教師感覚を払拭して、「ともに学ぶという協学のもとで市民が学習者であり、市民が主体となる場づくり」という意識を進めていただきたい。</p>	<p>貴重な御意見をありがとうございます。豊かな「戸田の学び」の創造を目指して、計画(案)の実現に向けて取り組んでまいります。</p>

参加者募集

平成28年度 戸田市民大学公開講座

～平井さん教えて！

天気予報からわかる防災の心得～

講師の平井信行氏は現在NHK総合テレビ「おはよう日本 気象情報」や「首都圏ネットワーク」「首都圏ニュース」に出演されている明解な解説で有名な気象予報士さんです。お天気や気象予報の話から防災の心得についてもお話いただけます。この機会にぜひ参加してみませんか！

平成29年 **3月11日** 土
午後2時～3時30分

受付：午後1時30分～／市民大学閉講式：午後2時～2時10分

新曽福祉センター ホール

(新曽公民館)

▶ 講師：気象予報士

ひらいのぶゆき

平井 信行 氏



プロフィール

1967年熊本県八代市生。1991年東京学芸大学教育学部卒業。(財)日本気象協会に入職。1994年8月に実施された第1回気象予報士試験に合格。1996年4月よりNHK総合テレビで気象キャスターを担当。現在、「首都圏ネットワーク」や「首都圏ニュース」に出演中。2003年3月日本気象協会を退職し、2004年NPO法人「気象キャスターネットワーク」を設立、代表に就任。2005年埼玉県教育委員に就任。2006年(株)ウィングに移籍、取締役気象情報部長に就任。

定員
対象
申込方法

250人
市内在住・在勤・在学者

平成29年2月3日(金)から申し込みを開始します。
講座名・氏名・電話・性別・年齢をご記入いただき
下記まで電話、FAX、メールにてお申し込みください。

参加費無料



生涯学習マスコット
マナビイー

申込締切：平成29年3月3日(金)

※新曽福祉センターは駐車場が狭いため、自家用車での来館はご遠慮ください。

お申し込み
お問い合わせ先

教育委員会 生涯学習課(戸田市民大学事務局)

電話 048-441-1800(内線308、342) FAX 048-432-9910
メール kyo-syogaigaku@city.toda.saitama.jp



お申込みは
こちら